

令和4年度第2回

## 新宿区みどりの推進審議会議事録

令和5年2月3日（金）

新宿区 みどり土木部 みどり公園課

## 令和4年度第2回新宿区みどりの推進審議会議事録

令和5年2月3日（金）

午後2時00分～午後3時58分

牛込笹笥地域センター5階多目的ホール

### 1 開 会

### 2 審 議

(1) 保護樹木等の指定及び解除について

(2) 保護樹木等の落葉対策に係る区の支援について

### 3 その他

みどりのモデル地区の見直しスケジュールと進捗状況について

### 4 連絡事項

### 5 閉 会

#### ○配布資料一覧

- 1 新宿区みどりの推進審議会委員名簿（第16期）
- 2 保護樹木等の指定及び解除について
- 3 指定及び解除審議対象樹木の写真（※回収資料）
- 4-1 令和4年度第1回新宿区みどりの推進審議会小委員会の審議結果について
- 4-2 保護樹木等の落葉対策に係る区の支援について（小委員会配布資料）
- 4-3 みどりの推進審議会小委員会意見概要について
- 4-4 保護樹木等の落葉対策に係る区の支援拡充について（原案）
- 5 みどりのモデル地区の見直しスケジュールと進捗状況について
- 6 新宿区みどりの条例・同施行規則
- 7 みどりの文化財（保護樹木等）ガイドブック
- 8 新宿区みどりの基本計画（改定）（※回収資料）
- 9 新宿区みどりの実態調査報告書（第9次）（※回収資料）

出席委員 12名

副会長 齋藤馨

委員 渋江桂子

委員 渡辺芳子

委員 三浦久美子

委員 小島健志

委員 藤田茂

委員 山本清龍

委員 吉川信一

委員 太田幸一

委員 山崎裕子

委員 椎名豊勝

委員 小林今日子

◎開会

**みどり公園課長** 間もなく定刻となります。事務局のみどり公園課長の小谷です。本年もよろしく  
お願いいたします。

新型コロナウイルスの感染が続く中、御出席いただきまして、ありがとうございます。

開会に先立ちまして、委員の皆様にご報告したいことがございます。先日、熊谷会長から体調不良というお話がございまして、出席できないと御連絡をいただいております。このため、本日の審議会でございますが、本審議会の規則に基づきまして斎藤副会長に会長の職務を代理していただくこととなります。熊谷会長からも御了解をいただいておりますので、あらかじめ御承知のほどお願いを申し上げます。

それでは、斎藤副会長、議事進行のほどよろしくをお願いいたします。

**斎藤副会長** 副会長の斎藤です。よろしくお願いいたします。

これより令和4年度第2回新宿区みどりの推進審議会を開会します。

初めに、本日の出席状況及び審議会の運営に関する事項、配布資料等について事務局より説明をお願いします。

**みどり公園課長** それでは、着座にて御説明をさせていただきます。

本日の出席状況でございます。先ほど御報告しました熊谷会長、それから、まだお見えになっていない委員は、池邊委員、それから、竹川委員、それから、小島委員、それから、小林委員からは遅れるという連絡を受けております。こういった状況の中で本日の委員の出席は既に過半を超えておりますので、本審議会は成立していますことを御報告いたします。

続きまして、会議の公開についてです。

当審議会は条例に基づきまして、会議は公開を原則とするとございます。本日の内容につきましては公開にしても支障ないと思われまますので、公開とさせていただきます。

それから、本日は傍聴を希望される方はお見えになっていません。

続きまして、事務局のメンバーを紹介します。

初めに、私、みどり公園課長、小谷でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、みどりの係長、八住です。

それから、みどりの主査の宮田です。

それから、担当の大城です。

同じく担当の城倉です。

以上でございます。

続きまして、審議会の運営に関する事項を御説明させていただきます。

初めに、議事録の公開です。こちらにつきましては、委員の皆さんの御発言等、議事録として区のホームページに公開いたしますことをあらかじめ御了承ください。

次に、会議の運営でございます。本日の会議は16時を目途としておりますので、御協力のほどお願いします。

次にマイクの使用のお願いです。御発言の際はお手数ですが、マイクをお使いください。初めに挙手をいただきまして、そうしますと、事務局の者がマイクをお渡ししますので、そのマイクで初めにお名前をいただきまして、その後御発言をお願いします。

最後に、本日の資料について事務局の宮田から御説明いたします。

**事務局（宮田）** 宮田です。

お手元の資料を御確認ください。

初めに、議事次第です。続きまして、資料1、新宿区みどりの推進審議会委員名簿（第16期）、資料2、保護樹木等の指定及び解除について、資料3、指定及び解除審議対象樹木の写真、こちらの資料は恐れ入りますが、審議会終了後に回収させていただきます。

続きまして、資料4-1、令和4年度第1回新宿区みどりの推進審議会小委員会の審議結果について、資料4-2、保護樹木等の落葉対策に係る区の支援について、こちらの資料は小委員会で配布いたしました資料でございます。資料4-3、小委員会でいただいた落葉に係る意見概要、資料4-4、保護樹木等の落葉対策に係る区の支援拡充について、資料5、みどりのモデル地区の見直しスケジュールと進捗状況について、資料6、新宿区みどりの条例・同施行規則、資料7、みどりの文化財（保護樹木等）ガイドブック、資料8、新宿区みどりの基本計画（改定）、こちらの資料は恐れ入りますが、審議会終了後に回収させていただきます。資料9、新宿区みどりの実態調査報告書（第9次）、こちらの資料も恐れ入りますが、審議会終了後に回収させていただきます。

以上、資料の不足はございませんでしょうか。

事務局からは以上です。

それでは、斎藤副会長、議事進行のほどよろしく願いいたします。

---

◎審議

斎藤副会長 それでは、議事次第2の審議を始めさせていただきたいと思います。

本日の審議事項は2件ございます。1件ごとに審議を進めます。

初めに、(1)保護樹木等の指定及び解除について審議いたします。

初めに、事務局から説明をお願いします。

みどり公園課長 事務局でございます。

本日の審議事項、保護樹木等の指定及び解除について御説明いたします。恐れ入りますが、資料2を御覧ください。

今回の指定解除の御審議をお願いいたします案件でございますが、項番1の公有地の樹木の指定及び解除については申出がございません。

次に、項番2、私有地の保護樹木等の指定の申出でございます。(1)私有地でございます保護樹木の指定の申出は6件で、合計36本ございました。

恐れ入りますが、ページを1ページおめくりください。裏面です。

(2)保護樹木の指定の申出は1件で、樹林地の面積が1,700平方メートルでございます。

次に、(3)保護生垣の指定の申出が2件で、合計が延長45メートルでございます。

続きまして、解除の申出でございますが、(1)保護樹木の解除の申出が8件で、合計19本でございます。

次に、(2)保護樹木の解除の申出はございません。

(3)保護生垣の解除の申出は1件で、延長18メートルでございます。

項番3、保護樹木等の推移でございますが、本日の御審議で御了承いただけますと、初めに表の上段でございますが、公有地は増減がございません。

次に、表の2段目の私有地の保護樹木につきましては、所有者284件、1,291本から所有者282件、1,308本で、所有者は2件減でございますが、本数は17本の増となります。

次に、3段目の私有地の保護樹木につきましては、所有者39件、9万45平方メートルから40件、9万1,745平方メートルで、所有者1件増の1,700平方メートルの増となります。

次に、表の4段目、保護生垣でございますが、所有者40件、1,241メートルから所有者が41件、1,268メートルで、所有者が1件増の27メートルの増となります。

続きまして、審議の対象となる樹木につきましては、資料3によりまして申出別に御説明をさせていただきます。なお、資料3につきましては、スクリーンのほうへも映し出しますので、

スクリーンのほうも御覧ください。

恐れ入りますが、副会長様におかれましては、席の御移動をお願いいたします。

では、これより担当の大城のほうから説明をいたします。

**事務局（大城）** みどりの係の大城と申します。

それでは、保護樹木等の指定及び解除について御説明いたします。今回御審議いただく保護樹木等の指定及び解除につきましては、お手元の資料2の内容を資料3及び映像にまとめております。前のスクリーンか資料2及び3を御覧いただきながら説明を聞いていただければと思います。

保護樹木等の指定及び解除については、前回の審議会の翌日、令和4年9月7日から本日、令和5年2月3日までに申出のあった案件です。今回御審議いただく保護樹木等の指定及び解除の件数は、前のスクリーンのとおりです。公有地保護樹木等は指定、解除ともに案件はございません。民有地保護樹木は、指定件数6件、指定本数36本、解除件数8件、解除本数19本、民有地保護樹林は、指定件数1件、指定面積1,700平方メートル、解除案件はございません。民有地保護生垣は、指定件数2件、指定延長45メートル、解除件数1件、解除延長18メートルです。

それでは、保護樹木等の指定案件から御説明いたします。

民有地の保護樹木の指定案件は6件、36本です。1件目は高田馬場一丁目のシダレザクラです。2件目は市谷砂土原町二丁目の案件です。マテバシイやクスノキ、メタセコイア、ヒマラヤスギ、タイサンボクなど合計20本です。3件目は西早稲田一丁目のアンズです。4件目は百人町一丁目のトウカエデです。5件目は百人町一丁目のソメイヨシノです。6件目は西早稲田一丁目のイチョウ12本です。

では、1本ずつ説明いたします。

1件目、高田馬場一丁目の個人所有の敷地内に生育するシダレザクラです。幹回り1.2メートル、高さ8.9メートルです。所有者の方は既に保護樹木に指定されているヒマラヤスギを1本所有してしまして、追加でシダレザクラも指定してほしいという話を受け、今回指定を諮るものです。中庭に植わってしまして、根を張るスペースは十分にあり、樹形・樹勢ともに良好です。

2件目、市谷砂土原町二丁目の集合住宅の敷地内に生育するクスノキ8本、スダジイ4本、マテバシイ2本、メタセコイア1本、ヒマラヤスギ1本、タイサンボク1本、エノキ1本、モッコク1本、イロハモミジ1本の合計20本です。集合住宅の管理組合の方が樹木を大切にしたいということで、保護樹木の指定の申請がありました。後ほど御説明しますが、樹木が多いので、保護樹木を指定するとともに保護樹林でも指定をお諮りします。

それでは、まずは樹木について1本ずつ御説明いたします。

1本目、幹回り1.34メートル、高さ13メートルのマテバシイです。毎年剪定されており、樹形・樹勢が共に良好です。

2本目、幹回り1.35メートル、高さ13メートルのマテバシイです。こちらも毎年剪定されており、樹形・樹勢が良好です。

3本目、幹回り2.69メートル、高さ20メートルのクスノキです。しばらく剪定されていないため、枝が伸びていて樹形が乱れていますが、樹勢は良好です。今後みどりの係で剪定に関するアドバイスをして、樹形を整えていく予定です。

4本目、幹回り2.07メートル、高さ20メートルのクスノキです。こちらも枝が伸びていて樹形が乱れていますが、樹勢は良好です。樹形は今後整えていく予定です。

5本目、幹回り1.66メートル、高さ12メートルのメタセコイアです。樹形・樹勢ともに良好です。

6本目、幹回り1.45メートル、高さ12メートルのヒマラヤスギです。樹形・樹勢ともに良好です。

7本目、幹回り1.48メートル、高さ10メートルのタイサンボクです。周辺の樹木の影響で下のほうに枝が少ないですが、上のほうで枝が広がっており、樹形・樹勢は良好です。

8本目、幹回り1.93メートル、高さ18メートルのエノキです。こちらも周辺の樹木の影響で下のほうに枝が少ないですが、上のほうで枝が広がっており、樹形・樹勢は良好です。

9本目、幹回り3.8メートル、高さ20メートルのクスノキです。樹形・樹勢ともに良好です。

10本目、幹回り1.63メートル、高さ13メートルのスダジイです。根の周りの土壌が流出しているため根が地上にさらされていますが、樹勢は良好です。根は露出していますが、地下にも根が張っているため、今後の生育には問題ないと思われれます。

11本目、幹回り1.45メートル、高さ10メートルのスダジイです。建物側に枝が少なく樹形は乱れていますが、樹勢は良好です。

12本目、幹回り2.03メートルと2.33メートル、高さ20メートルの株立ちのクスノキです。非常に大きく、樹形・樹勢ともに良好です。

13本目、幹回り1.33メートル、高さ9メートルのスダジイです。樹形・樹勢ともに良好です。

14本目、幹回り2.12メートル、高さ10メートルのモッコクです。4本株立ちで、樹形・樹勢ともに良好です。

15本目、幹回り1.36メートル、高さ10メートルの4本株立ちのイロハモミジです。周辺の樹



木の影響で枝が片側に寄っていますが、樹勢は良好です。

16本目、幹回り1.22メートル、高さ13メートルのクスノキです。剪定されていないため枝が伸びていて樹形は乱れていますが、樹勢は良好です。

17本目、幹回り1.7メートル、高さ13メートルのクスノキです。こちらも枝が伸びていて樹形が乱れていますが、樹勢は良好です。

18本目、幹回り1.3メートル、高さ13メートルのクスノキです。こちらも枝が伸びていて樹形が乱れていますが、樹勢は良好です。

19本目、幹回り1.7メートル、高さ9メートルのスダジイです。毎年剪定されており、樹勢・樹形は共に良好です。

20本目、幹回り1.67メートル、高さ10メートルのクスノキです。毎年剪定されており、樹勢・樹形ともに良好です。

こちらは御説明した樹木20本がある集合住宅の敷地を上から撮影した写真です。赤枠で囲ってあるところが樹木に覆われた箇所、樹林の面積は1,700平方メートルほどあります。こちらを樹林に指定することをお諮りします。この土地はもともと三重県の林業会社が所有してきて、その関係者の話によりますと、江戸時代の頃から屋敷林として管理されていたようです。現在の集合住宅が建築されたのは36年前とのことですが、樹林はそれ以前から存在していて、区内の民間マンションでこれほどの樹木を管理しているところはほかに例がなく、保護樹林として指定するには十分に価値があると考えられます。

3件目、西早稲田一丁目のお寺の境内にあるアンズです。

幹回り1.5メートル、高さ8メートルです。このお寺には既に4本の保護樹木がありまして、それらの生育状況を調査していたところ、指定条件を満たしているアンズを見つけたため、所有者に指定を勧めたものです。樹形・樹勢ともに良好で、所有者の方いわく、きれいに花が咲くということでした。

4件目、百人町一丁目の個人所有の敷地内に生育するトウカエデです。

幹回り1.26メートル、高さ13メートルです。所有者の方が区の広報を見て、保護樹木制度があることを知り、指定の申請がありました。隣地境界の近くに生育していますが、落ち葉などに関する近隣トラブルはなく、今後も問題なく生育すると思われます。

5件目、百人町一丁目の個人所有の敷地内に生育するソメイヨシノです。

幹回り3.25メートル、高さ12メートルです。所有者の御息女から樹木を剪定したいので、造園業者を紹介してほしいと連絡を受け現地を調査したところ、保護樹木の指定条件を満たして

いることが分かったため、指定を勧めたものです。所有者の方は以前から保護樹木制度を知っていたようですが、区に負担をかけたくないという理由で指定していなかったそうです。しかしながら、百人町一丁目で大きなソメイヨシノはあまりないことから、保護樹木に指定することを勧め、所有者の了承を得ましたので、今回指定をお諮りします。樹形・樹勢ともに良好です。

6件目、西早稲田一丁目にある学校法人が所有する敷地内にあるイチョウ12本です。後ほど詳しく御説明しますが、この敷地内では建物の建て替えの計画がありまして、それに伴い、もともとあった保護樹木12本を指定解除したいと申出がありました。その代わりに新たに12本指定したいと申請があり、今回指定をお諮りします。指定の申請があった樹木は全てイチョウで、イチョウ並木に植えられたものです。1本ずつ簡単に御説明いたします。

- 1本目、幹回り1.4メートル、高さ16メートルです。
- 2本目、幹回り1.3メートル、高さ16メートルです。
- 3本目、幹回り1.43メートル、高さ16メートルです。
- 4本目、幹回り1.48メートル、高さ16メートルです。
- 5本目、幹回り1.3メートル、高さ16メートルです。
- 6本目、幹回り1.55メートル、高さ16メートルです。
- 7本目、幹回り1.39メートル、高さ15メートルです。
- 8本目、幹回り1.4メートル、高さ16メートルです。
- 9本目、幹回り1.27メートル、高さ14メートルです。
- 10本目、幹回り1.24メートル、高さ14メートルです。
- 11本目、幹回り1.61メートル、高さ12メートルです。
- 12本目、幹回り1.35メートル、高さ14メートルです。

どのイチョウも根を張るスペースが十分にあるため、今後も大きく生長することが見込まれます。きれいなイチョウ並木として価値があるため、今回指定をお諮りします。

続いて、保護樹林と保護生垣の指定について御説明いたします。

民有地の保護樹林の指定案件は先ほど御説明した市谷砂土原町二丁目の集合住宅にある樹林1件、1,700平方メートルです。樹林については先ほど御説明したので省略いたします。

次に、民有地の保護生垣の指定案件は2件、延長45メートルです。

- 1件目は、中落合四丁目にあるトキワマンサクの生け垣22メートルです。
- 2件目は、西落合四丁目にあるツバキの生け垣23メートルです。

それでは、保護生垣について1件ずつ御説明いたします。

1件目、中落合四丁目の個人所有の敷地内にあるトキワマンサクの生け垣です。延長22メートル、高さ1.7メートルです。もともとブロック塀があったそうですが、危険だったため、4年くらい前に生け垣に変えたそうです。所有者の方から保護生垣に指定したいというお話があり、今回指定をお諮りします。

2件目、西落合四丁目の個人所有の敷地内にあるツバキの生け垣です。延長23メートル、高さ1.9メートルです。所有者の方から庭木の様子を見てほしいという連絡を受け自宅を伺ったところ、保護指定の条件を満たしている生け垣があったため、指定を勧めたものです。

続きまして、保護樹木等の指定解除について御説明いたします。

民有地の保護樹木の解除案件は8件、19本です。

1件目は、中井二丁目のシラカシです。枯れてしまったため、解除の申出がありました。

2件目は、新宿七丁目のソメイヨシノです。土地の売却を予定しているため、解除の申出がありました。

3件目は、払方町のイチョウです。土地の売却を予定しているため、解除の申出がありました。

4件目は、北新宿二丁目のユリノキです。土地の売却を予定しているため、解除の申出がありました。

5件目は、中落合一丁目のケヤキです。建築行為に伴い伐採するというので、解除の申出がありました。

6件目は、中落合一丁目のトウカエデです。後ほど詳しく御説明しますが、5件目のケヤキがある敷地と隣接しており、隣地の建築行為の支障となるため、伐採したいということで解除の申出がありました。

7件目は、中井二丁目のムクノキです。土地の売却を予定しているため、解除の申出がありました。

8件目は、西早稲田一丁目のケヤキ2本、ヒマラヤスギ10本の合計12本です。先ほど御説明した学校法人が所有する敷地内の保護樹木で、建築行為に伴い伐採するというので解除の申出がありました。

それでは、個別に御説明させていただきます。

1件目、中井二丁目の個人所有の敷地内にあるシラカシです。昨年9月下旬に所有者の方から枯れてしまったと連絡があり、解除の申出がありました。所有者の方から枯れるまでの状況について伺ったところ、9月上旬に葉が枯れ始め、中旬までに一気に枯れてしまったとのこ

とでした。枯れた原因は特定できていませんが、恐らく菌類により枯れてしまったと思われます。この敷地の中にはほかにもシラカシがありますが、ほかのシラカシは今のところ問題なく生育しています。今後、所有者の方と協力して、ほかの樹木に変化がないか観察したいと思えます。

2件目、新宿七丁目の個人所有の敷地内にあるソメイヨシノです。土地を売却する予定があり、樹木を伐採する可能性があるということで指定解除の申出がありました。区としてはなるべく樹木を残すようお願いしましたが、解除したいということでしたので、指定解除のお諮りをします。今後、土地の売却後も樹木が残るようであれば新たな所有者に保護指定を勧めたいと考えています。

3件目、払方町の個人所有の敷地内にあるイチヨウです。土地の売却を予定していて、樹木を伐採する可能性があるということで指定解除の申出がありました。今後、新たな土地所有者と接する機会があれば、保護指定を勧めたいと考えております。

4件目、北新宿二丁目の個人所有の敷地内にあるユリノキです。土地の売却を予定していて、樹木を伐採する可能性があるということで指定解除の申出がありました。こちらも今後新たな土地の所有者と接する機会があれば、保護指定を勧めたいと考えています。

5件目、中落合一丁目の個人が所有する敷地内にあるケヤキです。建物の建て替えに伴い、樹木が支障になるということで解除の申出がありました。

6件目、中落合一丁目の社会福祉法人が所有する敷地内にあるトウカエデです。先ほどの5件目の隣にある敷地で、もともと5件目の方が所有する土地と一体の土地だったそうです。土地を分筆する際に樹木が敷地境界上になってしまい、今回、隣地で建築行為を行う際、支障となるため伐採しなければいけなくなったということで解除の申出がありました。

7件目、中井二丁目にある個人所有の敷地内にあるムクノキです。この敷地には保護生垣もありまして、保護樹木と保護生垣の両方を解除したいという申出がありました。土地の売却を予定していて、樹木を伐採する可能性があるということで解除の申出がありました。

こちらは同じ敷地内にあるマサキの保護生垣です。土地の売却に伴い伐採する可能性があるということで、解除の申出がありました。

8件目、西早稲田一丁目の学校法人が所有する敷地内にあるケヤキ2件、ヒマラヤスギ10本の合計12本です。指定案件6件目のイチヨウ並木がある学校と同じ敷地で、建物の建て替えに伴い伐採する可能性があるということで、指定解除の申出がありました。昭和48年度に指定したケヤキ1本とヒマラヤスギ1本、平成27年度に保護指定したヒマラヤスギ9本とケヤキ1本

を伐採する可能性があるということでした。区内でこれだけ大きな樹木がまとまって生育する箇所はあまりないので、区としては何とか残すようお願いしましたが、一旦解除したいと申出がありました。新しい校舎が建てられた後も樹木が残るようであれば指定を勧めたいと思います。

また、事業者からは新たな建築物にはベランダ緑化を設けることや敷地の一部にポケットパークや木立のひろば、みどりの小道を作り、今よりも区民の方が利用しやすい緑地を設けることで緑地を確保したいということを伺っています。区としても、みどりの確保のために今後の動向に注視していきたいと思います。

保護生垣の解除案件については、先ほど御説明した中井二丁目の1件、延長18メートルのマサキの生け垣です。写真は省略します。

以上で保護樹木等の指定及び解除の説明を終了します。

なお、ただいま御説明しました保護樹木等の指定及び解除を御承認いただけますと、承認前と比べて保護樹木、保護樹林、保護生垣の総数が多くなりまして、民有地の保護樹木が1,308本、保護樹林が9万1,745平方メートル、保護生垣が1,268メートルになります。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**斎藤副会長** それでは、説明していただきましたので、御質問、御意見等ありましたらお願いいたします。

吉川委員、お願いします。

**吉川委員** どうも吉川でございます。

いろいろ御親切、丁寧にありがとうございました。ちょっと聞きたいと思いましたが、西早稲田一丁目の解除したものを再度指定したいというお話でしたが、解除したものをさらに指定したというようにおっしゃったような気がしましたが、西早稲田の12本ですか、ちょっとその辺、詳しくお話を聞かせていただけたらと思います。

**事務局（城倉）** 解除したものを指定したのではなく、これから建築計画がある中で、ヒマラヤスギは直接建物の計画に引っかかるのと、ケヤキ2本はその工事の際に資材置場ですとか仮囲いを設置するのに邪魔になるということで解除をしたいということです。しかし、そのケヤキ2本は直接建物建築に支障となるわけではないので、もし残せるようならば、また指定をしていただきたいという説明をさせていただいたものです。

**吉川委員** また残るようなものがあるようですので、ぜひ再度指定の要請をお願いしたいと思います。よく分かりました。ありがとうございました。

**事務局（城倉）** 分かりました。

**斎藤副会長** ほかにどなたかございますか。

渡辺委員、お願いします。

**渡辺委員** 最初の砂土原町は私の家とそんなに離れていないのですけれども、こんな立派な樹林があると知らなかったんですね。これはすごい快挙ですね、全部樹林として指定いただければと思います。寮か何かですか、それともマンションですか。

**みどり公園課長** 事務局です。

こちらはマンションです。マンションの管理組合が管理をしているところで、先ほど説明がありましたように屋敷林があったところで、その辺が残っていますということで、私どもも長い間指定している中で、一度に大きい一つのまとまった敷地でこれだけのものを民間でというのは、ちょっとなかなか経験がない状況でございます。

**渡辺委員** 本当によかったと思っております。大賛成です。

**事務局（城倉）** 実は私どもはよく区内を回っているのですけれども、ここはお堀の外堀通りから南斜面を上がったところにあり、上がり始めるところの道は広いのですが、その先が行き止まりではないのですけれども、細い道になっていて、人があまり入っていない道路なんですね。なおかつ、マンションの敷地の道路側に何本か木はあるのですけれども、敷地の後ろ側にこれだけの木があるのは、道路からは全く見えないので、これほどの樹林が残っているのは全く分からなかったのです。今回マンションにお住いの理事の方から、こういう樹林があるからぜひ指定してほしいということで御連絡があって調査をしたところ、このような立派な樹林が残っていた、そういう状況です。

**渡辺委員** お疲れ様でした。最高裁長官官邸の近くですか。

**事務局（城倉）** 少しそれより西側ですかね、北側というか西側というか、ちょっと離れてはいます。最高裁長官官邸もかなり立派な木があって、ここも指定してくれないかというお話をしたことがあるのですけれども、なかなか了解を得られない状況です。

**斎藤副会長** よろしいでしょうか。

小林委員、お願いします。

**小林委員** ありがとうございます。いろいろ民間の土地で相談を受けていたときに、ここはよさそうだということで登録を勧められているということで、本当に心強いなと思いました。事あるごとに登録の機会を探していらっしゃるんだというのがよく伝わってまいりました。

ちょっとこの樹林のことで参考までに伺いたいのですけれども、これだけ立派な木がいっぱい

ありますと、それこそ落ち葉がかなり隣地にも、特に隣接している方向に落ちていると思うんですけれども、その辺はここのあたりは問題になっていない形ですか。

**みどり公園課長** 事務局です。

これだけの量ですので、当然ながら隣地ですとかあるいは道路のほうに落ち葉が行くことになると思います。今日はこの後、もう一つの審議のところで落ち葉支援というところもございいますので、そのあたりと絡めて今後落ち葉の対応についてのところでお答えできればと思いますので、現状はそれなりの落ち葉が当然あるところがございます。

**小林委員** 分かりました。ありがとうございます。

**斎藤副会長** ほかにありますか。

山本委員、お願いします。

**山本委員** 所有者とのやり取りの中で、こういう保護樹木制度があるということをお勧めして、ぜひということでお話が結構進んだという話を伺って、結構一人一人にお話することはとても重要だなと思いました。その一方で、私の研究室は割とグーグルアースなんかを使ったりして、上空から緑地の状況を調べたりすることがあります。今回これほどの大きなまとまったみどりがあるというのに気づいたというか、もともと御存じだったのかもしれませんが、今回いきっかけでこうやってお勧めできたのかもしれないですけども、何か戦略的にはこういう上から見たような情報から何か少しもうちょっと強めに指定を展開していくというようなこともあるかなと思ったんですけども、いかがでしょうか。

**みどり公園課長** 事務局です。御質問ありがとうございます。

これは、実は5年おきにやっていますみどりの実態調査等でも上空からの写真解析等、あと、現地の調査確認をして、例えば区内ですと、樹林の本数がどのくらいあるかといったところも含めて把握を一応していますが、先ほど言ったように、実はそれを一つ一つなかなか当たっていくというのが今の体制の中では十分できていないところがございますが、いろんな地域の催物とか、いろんな広報とかで制度を広く知っていただくということと、もう一方で、もともと指定したところの保護樹木の健全度調査といいますか、確認というのをしていますので、実はそういったところの中でまだまだ敷地に保護樹木に指定していいものというものを指定させていただいたり、そういうところからちょっと近隣の情報をいただいたりとかいう形でやっていますので、引き続き指定樹木の確保という言い方はおかしいかもしれませんが、努めていきたいと考えております。

**山本委員** ありがとうございます。私の提案のやり方だとちょっと乱暴なのかもしれないので、

そういう意味で丁寧に進められているということじゃないかなと思います。ありがとうございました。

**斎藤副会長** ちょっと私からなんですけれども、今のこの場所で13メートルのマテバシイとかは毎年剪定されていて、20メートル近くになるとやっぱりしていないということで、大型クレーンとかいろいろ大変なんだと思うんですけれども、そういう意味では今後大きくなり過ぎちゃって、剪定が間に合わなくて大きくなっちゃって、もう手に負えないというようなことが出てくるのかなと、その辺の何か技術的な十四、五メートルまでは割といけるのだけれども、その先をやるのはすごいお金がかかるとか何かあるんでしょうか。

**事務局（城倉）** もともとこの敷地の持ち主は先ほど担当が説明しました三重県の林業会社ですけれども、実はそこにも造園部門というのがありまして、前のスクリーンの図で見ると左側の角、そこがその会社です。新宿区にも登録している会社なのですけれども、最初はその会社が賃貸住宅でそのマンションを建てたのですけれども、今は分譲に変わって分譲マンションになっています。

ただ、やはり管理費、ここは相当な高級マンションで、聞くところによると、全て今で言う億ションで、管理費だけでも月に十何万円かかるということなのですけれども、それだけかけてもまだ足りないぐらいやはり経費がかかるということで、道路際のところはかなりきれいに剪定してあるのですけれども、奥のほうはなかなかやはり多分経費なのですが、その辺細かくは聞いていないのですけれども、なかなか進まないのかなと。ただ、これだけの量になりますと、区がどれだけ支援できるかという、なかなかその辺は難しいところもありまして、今後指定されてからはいろいろなアドバイスもできるかなと考えています。非常に管理組合も前向きな姿勢なので、なるべく協力してあげられるものはしてあげられればなというふうには考えております。

**斎藤副会長** ありがとうございます。

ほかにありますでしょうか。

権名委員、お願いします。

**権名委員** 権名でございます。

この砂土原町のマンションですけれども、築三十何年とか。建て替えたのですかね、これ新しい何か構造ですよ。それは分かりませんか。何かそういう感じがするのですけれどもね。

**事務局（城倉）** 区の緑化計画書制度ができる前ですから、平成3年よりは以前の建物です。ただ、全然古さは感じない。何回か中へ入らせてもらったのですけれども、非常に立派な建物です。



**椎名委員** いずれにしましても、これだけのものを残す、もちろん不動産的価値があるからなのでしょうけれども、新宿あたりだとこういうものに価値が新しくできるわけですよ。ですから、もちろんそういう話はあったとしても、これだけのものを10年とか20年とか維持すること自体が表彰されるべきものですよね。だから、こういうものに対してもやっぱり表彰するみたいなものを新たに何か作られたほうがいいんじゃないかなというのが1点ですね。

それからもう1点は、幹回りが3メートルを超えるものが大分あるようでございますけれども、環境省ですかね、巨樹・巨木林の指定要件がちょっと違うのかもしれない、測る位置が違うかもしれないけれども、3メートル以上は巨樹ということになっていますので、新宿の中の保護樹林というのはいいんですけれども、全国的に見ても巨樹なんだということを何か言ったほうがいいんじゃないかなという気がするんですね。そういう何か新しい尺度というか、そういったものを導入されてみてはどうかと思いました。

それともう一つ、3ページ目のナンバー2の14、15、これは何か4本立ちとか3本立ちと書いてありますよね。書いていないのか、そのようにおっしゃったように思ったんですけれども、そうですか。何かこれを見ると確かに株立ちのような写真になっていますよね。ナンバー2の12は2本立ちですかね。2本とも書いてある。これは一番大きいものを書いてあるということなんですか。

**斎藤副会長** これは写真の14を見ると、右側は幹ですね。その上から4株立ちと。

**椎名委員** もし3本立ちなら、みんな書いておいたほうがいいという話なんですね。というのは、この指定時と例えば問題になったときの生育状況というのがそれである程度分かりますので、生育しているとかしていないとか。ですから、そういう意味では書いたほうがいいのかなというふうに思っています。それぐらいですかね。ありがとうございます。

**みどり公園課長** 事務局です。

最初に1点目と2点目のほうをお答えしたいと思います。表彰であるとか巨樹であるといったPRといいますか、実は今日ちょっと御報告であるんですけれども、みどりのモデル地区の指定をいろいろこれから考えていくのですけれども、これまでもこの審議会におきましても、例えばそういった立派な樹木を持っている方あるいは功労された方、その表彰をするなりの制度はどうだろうかという御意見をいただいていますので、いろんな意味でのみどりの表彰ということでこれから考えていきたいと思っていますので、こうしたところでももしそういったもので表彰すればマンションのほうも張り合いもありますし、近隣もかなと思います。

先ほどちょっと関連で補足の答弁をいたしますと、建て替えの件でございますが、恐らく平成

の最初の頃という説明がありましたけれども、多分長期修繕計画でおおむね30年目に一回外壁をやって、50年目、もうそろそろになると多分恐らく2回目の外壁があるのかなと思いますので、実は逆に言うと、今後外壁の改修ですとかそういった大規模な改修になったときの例えば足場を作るとか工事車両を入れるといったときに、ちょっといろいろ影響があるということも考えられますので、やっぱり管理している管理組合の中に私どももいろんな助言ですとかアドバイスとかというのをなるべく積極的に入って、末永く育てていけるような、そんな形で協力したいと考えております。

ちょっと3点目は、すみません。

**事務局（城倉）** 幹の本数ですけれども、モッコクは4本、一番太いのが98センチ、一番細いので41センチです。モミジのほうですけれども、同じく4本立ち、一番太いのが60センチ、一番細いので35センチ、基準としては、すべての幹回りを足して0.7を掛けたということでこの数字が出ています。

**椎名委員** それはそれでいいのですけれども、区としてはそのデータをお持ちなのでそれでいいんですけれどもね。

**事務局（城倉）** 何本だということは書いておいたほうがよかったですと思います。すみません、これは次回から気をつけます。

**斎藤副会長** ありがとうございます。よろしいでしょうか。

ほかにありますでしょうか。

山崎委員、お願いします。

**山崎委員** 私もちらの市ヶ谷の案件にはとても驚きました。なかなか民間の集合住宅でもって御理解いただけるところは少ないかと。しかも、こんなに立派な樹木というところで、今のお話の表彰ということもすごく賛成できると思います。今後もその方のプライドとか、あと、なかなかそういう気持ちが起こる集合住宅は少ないと思うのですけれども、その辺を大事にしていけたらいいなというふうに思います。

ちょっと気になったのが3ページの2-15のイロハモミジのところで、やはり狭い敷地に大きな巨木がたくさんございますと、室外機でもってイロハモミジがちょっと大丈夫なのかなとふと思ったんですが、やはりこういう案件ですと、剪定とかその辺を工夫されて樹木の保護というものを場所、場所で検討されているということなんですか。

**事務局（城倉）** 私どもが調査して回った中でこの室外機はかなり気になったのですけれども、室外機そのものは相当前からついているのではないかと。モミジは根本には葉っぱがないので

すけれども、上のほうはたくさん葉が茂っているので、足元の土の空間もそれなりにあるので、そのこと自体はそんなに問題はないのかなと思います。調査している段階では、根本がコンクリートで固められたりとか、周りの状況が例えば日が当たらないから健全な成長が望めないとかというのがあつたりすると、指定するのを控えたりする場合もあります。そのときの状況によって考えながらやっているような状況です。

**斎藤副会長** ありがとうございます。

吉川委員、お願いします。

**吉川委員** 前回の審議会では、たしか生け垣の増加が全然なかったような記憶をしておりますが、今回2件ということで生育良好、中落合、西落合と落合に寄っておりますが、どのような感じなのか、トキワマンサク、それとツバキの状態をもう少し、久しぶりなので聞かせていただきたいと思います。生け垣につきまして、よろしくお願いします。

**事務局（城倉）** 戸建ての住宅がたくさん残っている地域は、それなりに生け垣は残っているので、立派な生け垣があれば直接訪問をしてお願いすることもあるのですけれども、昼間行くと留守だったりする家が多いものですから、なかなか指定のお話までに至ることはありません。このトキワマンサクについては、何年も前からもともとブロック塀だったのを壊して生け垣にしたいとか、そういう相談があつたもので、相談に乗るうちにブロック塀を壊して生け垣を作つた経緯があります。作つたばかりで指定するのもおかしなものですから、時間が経って健全に成長してきたので、今回指定の申請をするということになりました。

もう一つのツバキですけれども、最初は庭木のカキノキについてちょっと調子が悪いという御相談がありまして、訪問してお話をしている中で立派なツバキの生け垣がありましたので、区でこういう制度があるからぜひ指定してみたらということでお話をしたところ、合意を得られましたので、今回申請することになった次第です。こういう候補は幾つかありますので、今後幾つか生け垣が指定できるような形になるかなと思っております。

**吉川委員** それはよく相談して、それを受けて一緒に考えてくださったおかげで生け垣が増えたと今お話を聞いて承知いたしました。これからも生け垣の増加については、よろしく願いしたいと思います。御苦労さまでした。

**事務局（城倉）** ありがとうございます。

**斎藤副会長** ほかの委員の方、ございますでしょうか。

三浦委員、お願いします。

**三浦委員** どうもありがとうございます。三浦です。

最近、落合地区も大分宅地開発が進んでおりまして、代が変わって小さなアパートが出てきています。1つ土地を売ると2棟建って、その1棟当たりが6軒から8軒、10軒の狭小アパートができます。それで、うちの隣もそういったことで8軒できました。もともと社宅で2人で住んでいたところが8軒が2棟ですので16軒、2人で住むと32人、2人が32人になってしまうんですね。ですので、先ほど山崎委員がおっしゃったように室外機の問題もありますし、うちの木も大分弱ってきております。

それをお願いしたいのは、不動産に対して優遇税制を立ち上げていただきたいなと思っております。要は樹木を持つということが不利になるのか有利になるのか、不動産としての価値が上がるのか下がるのか、端的に言うと、不動産業者がおっしゃるには、もうとにかく流動性を高めてほしい。そうすると、更地にしてほしい。もちろん樹木は伐採してほしい。もちろん井戸も消滅してほしい。欲しいのは更地だと。売りたいと。ですが、持っている人は樹木に対しても井戸に対しても愛着があると。次世代のことを考えたいと。また、需要として一戸建ての方だったら井戸は大事なものだから、それを継続して使いたいという需要もあることはあるんですね。ですから、ここで新宿区として税金の面で、優遇税制で樹木を持っている方に対し、また、井戸を持っている方に対し、優遇税制を立ち上げていただきたいなど。そうすれば付加価値ができますし、みどりが温存できるのではないのかなと思っております。

そして、次の方がアパート経営をされるのか、どういう方に売られるのか分かりませんが、一戸建ての方がもし買うのであれば、樹木がもともとあるのを活用されたいと思うでしょうし、もともとある井戸を災害井戸として新宿区に申請を継続していただければそれはありがたいですし、なるべく優遇税制を立ち上げていただきたいと思っております。

以上です。ありがとうございます。

**斎藤副会長** お願いします。

**みどり公園課長** 事務局でございます。

貴重な御意見ありがとうございます。ちょっと税金の話となると、もともと国の法律に基づいてやっているところがございますので、地方自治体の独自というのはなかなか難しいのですが、一方で不動産業団体というのは大きく2つございます。どれかの団体にどちらかに所属しております。先ほど言ったように新宿区内も2つ不動産業団体がありまして、私も所管は違いますが、年に数回いろんな意見、情報共有しております。そういった中で、そういったお願いをするような形のチラシといいますか、そういったことは可能かと思っておりますので、そういったところでなるべく更地化しないようにと。

それから、もう一方で私どもやっている支援の中では、例えば地域はモデル地区とかに限定されてしまうんですけども、例えば新しい建築をやるときにはそれなりの緑化基準ということで、緑化をしてくださいという緑化計画書制度がございますが、その中で既存の樹木を残していただくということであれば、それをさらに保護樹木として指定させていただければ、そちらのほうをちゃんときちんとカウントしましょうといった形もございます。

それから、先ほど言った空調等の関係ですね。例えば相続とかの関係で土地を分割して売ってしまったら、いろいろ戸数が増えたと。空調機が所狭しと並ぶと。こういった空調機、特にワンルームマンションとかそういったところが多いかと思いますが、そういったところにつきましては、区のワンルームマンション条例とかでも空調機、室外機等をむやみに風を向けないというとおかしいんですけども、そういった近隣への対策等の指導もしておりますので、そういったところも合わせながら幅広くやっていきたいと思います。

あと、最後に今日ちょっと御報告いたしますけれども、そういった観点からも私どもとしては、今ある樹木を守りたいという思いで、特に落合地域については創出というよりはむしろ保全、守りたいという意識を持っておりますので、新たなモデル地区の指定ということで、その中でいろいろな施策をこれから検討しているところでございます。

以上でございます。

**斎藤副会長** ありがとうございます。三浦委員、よろしいでしょうか。

**事務局（城倉）** すみません、ちょっと追加で。先ほど課長もお話ししたのですけれども、私ども指定解除のお話が来ると、必ず現地へ行って調べます。そのとき、どうして指定解除をするのか理由を確認します。相続で土地を売ってしまう。ただ、その後どうするのだという話を聞いたときに、分割してしまう場合は、これはもう仕方がないのでけれども、何で分割するのだと。要するに不動産屋によると、やっぱりそのまま売ると売れないと。要するに、土地の面積が大きいと金額が高くなり過ぎて売れない。やはり小さくしないと買う人がいないのだというふうなお話も聞いたことがあります。

それはそれとして、もう一つは保護樹木として残れば、その次はやはり建築計画が大きいと、先ほど課長が申しましたけれども、建築計画をするときに保護樹木があることによって緑化計画に非常に有利になる。それは昨年度その辺も少し変更をして、大きな保護樹木が1本あればほかに緑化しなくていいぐらいの感じというような仕組みにしました。でも、なかなか同意が得られない。だから、必ずそういう話はさせていただいています。なるべく残るような形にはしているのですけれども、なかなかうまくいかないことのほうが多いのが現状です。

**斎藤副会長** ありがとうございます。

渡辺委員、お願いします。

**渡辺委員** 度々すみません。私、税制のことはよく分かりませんが、先ほど椎名委員がおっしゃったように、何か区のほうで表彰、去年も70周年の表彰がありましたね。大体表彰されるのは町会とか保護司さんとか民生委員さん、あと、地域で活動している方で、その方たちはかなりほかでもされているんですね。ですから、やはりそういう樹木を大切に育てている方とか、そういう方を掘り起こして、何か文化的なこと、そういうことで環境的なことの表彰もすごくいいと思いました。ちなみに私どもは高齢者給食をもう35年やっておりまして、中山区長の頃からぜひ表彰ということを私はいつも申し上げているんですけども、団体に対しての表彰はないんですね、今まで。やはり個人というよりそういう環境とか地域のためにやっている方、そういう方にぜひお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

**斎藤副会長** ありがとうございます。

あとはよろしいでしょうか、大体。

じゃあ渋江委員、お願いします。

**渋江委員** 渋江でございます。

これまでも現在もすごく献身的に進めていただいて素晴らしいなと思います。1点ですけども、質問なんですけど、今ちょっと少ないかもしれないので、これからナラ枯れがこの地域もいろいろ問題になってくる可能性があるんですけど、それに対する何か対応策というのはございますでしょうか。あったら教えてください。

**斎藤副会長** 事務局、お願いします。

**みどり公園課長** 御意見ありがとうございます。ナラ枯れは、実はこういった民有地だけでなく、私どもも例えばおとめ山公園ですとか新宿中央公園なんかも一部ナラ枯れの被害がございました。そのナラ枯れのメカニズム、それから、対策というのは幾つかございます。実は私どももこういった新宿区内に造園業者の協力会があるんですけども、そういうところとそういったナラ枯れのちょっと勉強会みたいなものを昨年11月に行いまして、そういった中で最新の技術、対応策ですとか要因とかというのもやっておりますので、今後いろいろこの地域の御相談を受けたりするとき、ナラ枯れの手法ですとか、一般的には皆さん私なんかより詳しく御存じだと思いますけれども、かつてのようにクヌギ、コナラを萌芽更新させるんじゃなくて、どんどん大きくなっていったと。そういった中で幼虫が大きくなったといったような根本的な要因もあるとは思いますが、昨今は、そうはいつでもここ数年は若干ナラ枯れは少なくな

ってきたような印象を持っておりますので、引き続きいろんな情報、知識を得ながら所有者の皆様にもいろいろアドバイスできればと考えております。

**斎藤副会長** ありがとうございます。大体よろしいでしょうか。

**事務局（城倉）** 実際に昨年度になりますけれども、やはりさっき申し上げましたおとめ山公園の近くの保護樹木を4本持っているお宅から相談がありまして、現地を実際に見に行きまして、ナラ枯れでかなり弱っているコナラの木がありました。1本は区の費用で手当ををしたのですが、ちょっとそれは間に合わなくて枯れました。もう一本、ククイムシの入っている木があったのですが、それも穴を開けて薬を注入する方策を取ったのですが、それは今のところまだ生きているというような状況です。そういうお話があれば区のほうでも何らかの対策ができていますのかなと考えております。

**斎藤副会長** これ今、指定解除が表示されていますけれども、ここにあるということですか。

**事務局（城倉）** これではないです。これにはククイムシはついていません。

**斎藤副会長** 分かりました。ありがとうございます。

審議のほうはそろそろよろしいでしょうか。

それでは、本件についてお諮りしたいと思います。

本日御審議いただいた保護樹木等の指定及び解除については、原案どおりで認めていただいてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、当審議会として全て認めるということといたします。ありがとうございました。

それでは、本日2件目の審議事項である保護樹木等の落葉対策に係る区の支援についてを審議します。

最初に事務局より説明をお願いします。

**みどり公園課長** では、2つ目の審議事項です。落葉対策についての区の支援について御説明をいたします。

恐れ入りますが、資料4-1を御覧ください。小委員会の審議結果でございます。

初めに、今年の1月20日、区役所の本庁舎におきまして、記載の7名の委員によりまして開催いたしました。

この小委員会の開催の経緯でございます。項番4に書きましたが、昨年9月6日に開催しました第1回審議会で、保護樹木の指定を解除するとき、委員の方から落葉対策さえできれば解除にならなかったのではないかと、そういった御質疑を受けまして、保護樹木の所有者等への

落ち葉に係る支援についてこの小委員会のほうに調査審議が委任されたという状況でございます。

項番5に書きました小委員会の審議結果です。その審議結果に入る前、お手数ですが、次の資料、資料4-2の保護樹木等の落葉対策に係る区の支援について、こちらを御覧ください。

こちらの資料は1月20日の小委員会で御説明した資料でございます。本日はこの御審議に先立ちまして、この資料を使って御説明させていただきます。小委員会に御出席された委員の皆様には重複した説明となってしまいますが、そこはお許してください。

それでは、最初に項番1の(1)の保護樹木等の指定状況でございます。

この事業は昭和48年から開始をしておりますので、ちょうど今年は50年目となります。

表1を御覧ください。

現在の保護樹木の指定状況ですが、現在は指定を受けている方、所有者の数285名で、指定されている総本数は1,291本でございます。また、保護樹林は合計で約9ヘクタール指定されております。表1の内訳で①というのがございますが、そちらはの中で保護樹木に指定されている方が246人で674本、それから、②が保護樹林のみ指定されて、保護樹木は所有されていないという方が1名、③が保護樹木と保護樹林両方指定されている方が38名いらっしゃいまして、内訳として保護樹木が617本、保護樹林が約9ヘクタールあるというところでございます。

続きまして、(2)で今区が保護樹木等に対して行っている支援でございますが、大体年間で1,800万円ほど予算を計上してやっております。その内訳を言いますと、最初アでございますが、維持管理に関わる費用のいわゆる助成のほうですが、1本当たり9,000円、上限9万円、こちらで大体年間700万円ほど予算を使っております。

次のイは災害でもし枝折れをしたとか越境等で切り詰め整枝作業が必要だといったとき、区のほうで契約いたしました造園業者によって作業を行いまして、費用については区が負担するという制度でございます。昨年度、令和3年度の実績でいいますと、12本の剪定を行いました。ただ、この支援はちょっと限られた予算もありますので、毎年受けられるということではなくて、2回目のもし支援を受けたいという場合は、前回の支援から3年以上経過した場合というふうに限らせております。

続きまして、ウです。例えば樹木が病気とか腐食とかそういった場合には、区が契約しております樹木医さん等によって診断を行ってもらいます。その費用を区が負担する制度でございます。令和3年度でいいますと、6本の診断実績がございます。

次に、エでございますが、この指定された保護樹木等、これには設置看板をつけるのと、この



保護樹木全てに対して賠償責任保険に入っております。これは樹木が折れて通行人にけがをさせたとか、あるいは倒木によって隣接する家屋の一部を損壊させたといった場合に、対物・対人で最大5,000万円が保証されているものです。

それから、記載はございませんが、それ以外にも噴霧器とか高枝剪定ばさみ等の貸出しは年間数十件から100件近くあるという状況でございます。

恐れ入りますが、こちらの資料の裏面を御覧ください。

裏面のまず（3）でございます。今区が行っている支援で、落ち葉に関する支援でございます。区では落ち葉が大量に発生する保護樹木ではなくて保護樹林地の所有者の方を対象に落ち葉の回収支援を行っています。内容でございますが、落ち葉の時期になりますと、毎年11月から1月、この間に保護樹林地から出ました落ち葉、これは所有者の方にごみ袋等で集めていただくのですが、その後、区のほうに事前に申し込んで、玄関先にその集めたごみ袋を置いていただきますと、区から委託された業者が回収に伺って、それを持ち帰り区で処分するという制度でございます。

次の（3）のイでございますが、対象となるのは保護樹林地ということでございますので、対象となるところは36か所ございます。次のウで書いておりますが、令和3年度の実績で言いますと、この所有者の約半数に当たる18の樹林地の所有者の方から回収の支援の申込みがございました。この回収した落ち葉の総量は、45リットル入り袋に換算しますと、約3,000袋近くになります。この表2に落ち葉の回収実績というところの表を見ていただきたいのですが、11月8日から1月31日までの3か月間でやっておりますが、やはり1か所当たり保護樹林地で出される袋というのが15袋から最大で30袋近く出るという状況でございます。また、右横の表2のグラフを図にしたものが図1でございますが、回収時期もやはり12月末に集中しまして、このときは1日で回収した袋数が690袋といったことで、やはり12月後半に集中しております。

一方で、新宿区の場合、一般のごみ等の清掃事務所による回収でございますが、一度に出せるのが45リットル入り袋で3袋までとなっております。ですので、4袋を超えますと、1袋300円と有料になり、また、そういった手続についても事前に清掃事務所にお問合せをしなきゃいけないといったようなところがございますので、こうした支援は非常に有効であると考えておるところです。

続きまして、項番2で現在区が落ち葉支援として検討している事項でございます。こうした現状を踏まえまして、樹林地だけではなくて保護樹木のみの方の所有者の方に拡大をしたいということで考えています。また、初めに（1）で現行の落ち葉回収の規模拡大でございますが、表3

にちょっと書かせていただきましたが、上段のほうですね、保護樹木のみ所有者というのが先ほど出ました246人で670本になります。そのうち常緑樹が414本という内訳になっております。また、さらに内訳を見ますと、保護樹木を1本から2本所有しているという方が全体の8割近く、189名です。逆に3本以上所有されている方というのが3段目に記載ございますが、57人ほどいらっしゃいまして、そのうち落葉樹が245本となります。ですので、そういったところを対象にして考えていきたいということと、また、ちなみに樹木1本当たりで発生する落ち葉の量、これは推計でございますが、先ほどの45リットル袋ですと大体10袋で450リットルぐらいではないかといったことがございますので、先ほど言いましたように3本以上の所有者の方で落ち葉の時期、こういったところに支援が拡大できないかということの検討を行っております。

それから、恐れ入りますが、一緒に添付してあります次のA3判の図2ですね。保護樹木の位置図を御覧ください。

図にもございますけれども、保護樹木は落合地域ですとか区の北部に集中しております。しかし、樹木もいろんなところに点在しております。こうしたことから規模拡大を今後検討する中で、やはりそういった回収のお申込みですとか、あるいは車両の手配、指示、こういったものに対してそういったものの確保とか職員の体制づくりなど、こういったところが課題となっております。

続きまして、(2)です。今の資料にお戻りいただきたいのですが、2つ目に書きました(2)の清掃事務所の協力による回収です。こちらも先ほど言いましたように12月に集中する中で、なかなか業者委託だけの車両を手配するというのも難しいところがございますので、現在、区の清掃事務所のほうに協力してもらえないかということで協議をしているところでございます。

最後に、(3)で区及び区民ボランティアの方による清掃ということですが、現在の支援は所有者の方が集めていただいた落ち葉の袋のみの回収ですが、今後高齢化とか単身化とかということで、なかなか落ち葉集めをするということも大分困難になってくるだろうということで、こうした支援が必要じゃないかといったところで、現在その辺の仕組みを考えておりますが、やはりこの辺の調整等業務の拡大、それから、職員の体制といったところもちょっと課題となっております。

一方で、区民の方をはじめボランティアによる落ち葉清掃というようなことでございますが、練馬区ではそういった事例もあると聞いておりますが、特に隣地に対しての落ち葉清掃となると、やはりその隣地の所有者の方の希望の日時だとか、そこに区がボランティアさんを募って

調整するといったところは、なかなかちょっと難しい部分もあるのかなというふうに考えております。

一方で、やはり隣地だけじゃなくて道路にも当然落ち葉は落ちますので、こうしたものについてはこの落ち葉が昨今のゲリラ豪雨等で詰まって浸水するといったことがないように、防災の観点からも区としては検討していきたいと考えております。こうしたことを小委員会のほうで御説明させていただいたところでございます。

それで、大変恐れ入りますが、最初の資料4-1です。小委員会の審議結果という4-1にお戻りください。

その項番6のところ、審議結果と書いてございますが、こうした説明をしたところで今区が調査検討を行っております落ち葉回収の規模拡大、それから、区による新たな落ち葉の清掃支援ということについて調査検討するというところに了承をいただきました。また、この小委員会のごとき、各委員より落ち葉に係る意見を多数いただきました。

それで、すみませんが、資料4-3、みどりの推進審議会小委員会意見概要という4-3を御覧ください。こちらに箇条書きで書いてありますが、落ち葉清掃に関するということで、ボランティアの一斉清掃の開催、それから、例えばこういった活動を大学の単位にできないかあるいは落ち葉による洪水災害に対して、道路清掃などそういった形をきちんとできないか。それから、項番2に書きました回収した落ち葉の利活用ということでございますが、デポジット制度ですとか堆肥化のコンポスト設置支援ですとか、あるいはこういったものを染の材料に使って、そういった産業とのコラボあるいはこういった落ち葉を使ったはぎづくりとか環境教育につなげる、こういった貴重な御意見をいただきました。私どもといたしましては、いただいた御意見につきましては今後引き続き、他の事例とかもあわせて調査研究を進めてまいりたいと考えているところでございます。

それで、説明の最後になりますが、資料4-4の落ち葉に係る区の支援拡充についての原案と書かせていただいた資料を御覧ください。

本日これから御審議いただきます原案についてです。こうした小委員会での結果を踏まえまして、区といたしましては、保護樹木の所有者の方が落ち葉で周辺に気兼ねをせず、末永く保護樹木を育てていただけるよう、以下の取組をしていきたいと思っておりますので、その取組について御審議をいただきたいと思っております。

1つ目は、区では現在行っている落ち葉回収の対象を先ほど御説明しました複数の落葉樹を所有する保護樹木の所有者に拡大することについて調査検討を進めるというところでございます。

先ほど言いました3本以上ですと、大体250本近い落葉樹がございます。こうしたものを対象にできないかというものです。

2つ目でございます。区はこういった所有者の方の高齢化、単身化が進んでいる現状を鑑みて、区の支援策として新たに落ち葉集めなどの清掃支援について調査検討を進めてございます。新宿区の人口は今約34万人ほどですが、ここ10年で大体3万人ぐらい増加をしております。一方で、65歳以上の高齢者の方がこの人口に占める割合は5年間で大体15%から20%に増加しております。また、高齢の単身者の率も5年間で23%から35%に増加しております。これは全国平均でいうと約2倍の単身化率です。こうしたことは今後も増加傾向にございますので、所有者の方がこういった形で落ち葉清掃に係る支援を必要としていると考えているところでございます。

説明のほうは以上でございます。本件原案について御審議をお願いいたします。

副会長、よろしく願いいたします。

**斎藤副会長** ただいま事務局より説明がありましたが、この原案について御質問や御意見ををお願いいたします。

渋江委員、お願いします。

**渋江委員** 御説明ありがとうございました。この資料4-2の最初のページにありますアからエというのがずっとあります。私は比較的長くこの審議会に関わらせていただいているほうかなと思いますが、一つ一つ問題を抽出しながら解決して、保護樹木を持っている方が今日のように前向きに申請を検討したりとか、そのまま持っていただけるようなシステムを作っていただいていることに本当にすばらしいなというふうに思っております。

今度、次の課題として落ち葉ということで、前回の小委員会に私は出席させていただいたんですが、恐らく小委員会の総意だったかなと。多くの委員が同じような意見だった一つの部分というのが、落ち葉をごみとして扱うのではなくて資源として今後活用していくと。それが様々なアイデアとして出てきたと思うのですが、そういった付加価値をつけるというところをこの部署だけだとちょっと難しいかもしれませんが、必要ならば関係各所と今後、将来的にということになるかもしれませんが、調整していただいて、落ち葉をごみ清掃の対象ではなくて資源として何か活用していけるシステムというのを作っていくことができれば、さらにすばらしい活動になっていくかなというふうに思います。

それから、もう一点が保護樹木に関してなんですけれども、個人で持っている方の落ち葉が4袋以上がごみで有料化になるのか、ちょっとその辺はよく覚えていないんですけれども、そう

いったことがあるのであれば、そこは少し早めに保護樹木を持っている家庭だけではなくて、風向きによってはお隣に全部翌日行くときもありますので、そういったことは少し早めに何か対応を考えていただければよろしいかなというふうに考えております。

以上コメントになりますが、よろしくをお願いします。

**斎藤副会長** 事務局、お願いいたします。

**みどり公園課長** 事務局です。御質問ありがとうございました。

1点目の落ち葉の付加価値ということですが、前回の小委員会で私どもも気づかない部分が大分ありまして、いろいろあるんだなということで、これはちょっと私どもの所管だけ、みどり公園課だけではできない事業ですので、環境清掃部であるとかほかの部とこれからどうできるか調査研究を進めていきたいと思っています。あと、他区とか他市の事例もちょっと今いろいろ調べておりますので、追々この場を借りてまた御報告できればと思っています。

2つ目の有料の件です。一般的に45リットル入りで4袋以上というのが袋に対して有料になるということで清掃事務所のほうで定めています。これは清掃事務所の集配容量の関係もありますので、やはり1世帯だけ多いというわけにもいかないということで、その辺の制度の中でやっているところがございます。なので、この辺のところはちょっと有料か無料かは別にしても、落ち葉支援というものに清掃事務所としてどれだけ協力が得られるかといったところは、まさに今清掃事務所のほうと協議をさせていただいておりますので、その中でなるべく所有者の方の負担が少ないようにと考えているところがございます。

**斎藤副会長** ごめんなさい。今のは4-4の資料で支援拡充という意味では、1と2ということで、多分渋江委員のほうはそもそも落ち葉を資源として扱うかどうかの検討というのは、まだ原案でやりますというふうにはいかないけれども、これから事務局のほうで検討を進めていただいて、場合によってはそういう方向性もあり得ると、そういうことでよろしいんですね。

**みどり公園課長** ちょっと濁った言い方をして大変恐縮なんですけど、1番と2番と今日出したものは、これを集中して最優先で検討しておりますので、その中で委員の皆さんからいただいた落ち葉の付加価値というものは非常に有意義な御意見だと思っていますので、調査研究という言い方をさせていただいたのは大変心苦しいんですけど、この場でも例えばその調査研究の状況ですとか課題とかを随時報告させていただきたいと思っていますので、そういったことで本日の原案はこの2つということで御理解いただければと思います。よろしくをお願いします。

**斎藤副会長** ありがとうございます。渋江委員、よろしいでしょうか。

ほかにございますでしょうか。

吉川委員、お願いいたします。

吉川委員 ちょっと事務的なことで知りたいんですが、落ち葉だけ清掃するということがあります  
が、落ち葉と合わせて枯れている枝なんかを切って同じ袋に入れた場合、この費用はどうなる  
のでしょうか。落ち葉扱いになるのでしょうか。3袋以上で出した場合、落ち葉だけじゃなく  
て枯れ木ですとか枝みたいなものを一緒に入れた場合。

みどり公園課長 枝はたしか50センチ以下に短くしてもらえれば一緒に回収できます。

吉川委員 それに落ち葉を入れちゃった場合はどうなるんですか。

みどり公園課長 それは燃えるごみ、いわゆるごみですから、それは構わない。

吉川委員 ごみ扱いになって費用がかからないわけですね。分かりました。

みどり公園課長 3袋まではですね。

斎藤副会長 太田委員、お願いします。

太田委員 素朴な疑問で恐縮なんです、これから暖かくなって桜の時期になりますよね。日本人  
に何とも言えない感動を与えてくれるんじゃないかと思うんですけれども、私どもの地域は神  
田川が流れておりまして、春になるとお花見のお客さんが大勢見える。また、桜が終わると神  
田川のみならず様々な河川に桜の花びらが落ちますよね。そうすると、それはそれでまた風情  
があって非常に何とも言えないお客さんにとって楽しみな1年ということでもあります。

花びらが川に徐々に沈殿していくと、汚泥の原因になるんじゃないかと思うんですよね。そう  
しますと、極端なことを言うと、ふだんきれいな川が少し濁ったり、あるいはごみが堆積した  
りということになって、川の生態系にも影響が出るんじゃないかというような気がします。そ  
ういう際に、区では川の清掃なんかをしているのでしょうか。また、秋になれば桜の葉っぱが  
大量に川にどんどん落ちていくわけですから、そういうところも果たして区がきちんと清掃し  
て、神田川が水清らかな流れになっているのかどうか、その辺のところをちょっとお聞きした  
いんですけれども、いかがでしょうか。

斎藤副会長 事務局、お願いします。

みどり公園課長 御質問ありがとうございました。神田川等の河川につきましては、本来東京都管  
理なんです、一部新宿区でも管理をしまして、区でも毎年とは限らないんですが、川の  
底のしゅんせつと我々は呼んでいるんですが、しゅんせつ工事ということで対応しております。

あと、生態系への影響についてはちょっと具体的にはお答えしにくいのですが、御存じのよう  
に神田川はアユの遡上があったりとかいろんな生き物がここ20年ほどで大分増えてきたという  
状況の中で、私どもがその結果として分析しているのは、川床が広がったというのがあります

けれども、落合にある水再生センターの再生水が高田馬場の高田橋の辺りで合流して神田川にかなり大量に入ってきています。こちらがやはりここ20年の水質改善の要因というふうに分析しておりますので、すぐ大きくそういった形の生態系への影響というのは大丈夫かなと考えているところです。ただ、先ほどのしゅんせつ工事とかは必要に応じて区とか、また、大がかりなものは東京都が最後、御茶ノ水辺りなんかはやっていますけれども、そんな形で清掃しているところがございます。

**斎藤副会長** よろしいでしょうか。

ほかにございますでしょうか。

椎名委員、お願いいたします。

**椎名委員** 小委員会でもいろんな意見が出たんですけれども、提案もありました。基本的にやっぱり落ち葉はごみだという考え方を払拭することが必要だと思いますね。そのためには、例えば落ち葉の感謝デーとかそういうものを設けて、落ち葉はこういうふうに役に立つという何かをやるとか、啓発というんですかね、そういうものをやっぱり継続的に、今回の議題とはちょっと関係ない、その先の話ですけども、そういうものを念頭に置いてこの計画を進めていただければというふうに提案します。

**斎藤副会長** 事務局、お願いします。

**みどり公園課長** 御意見ありがとうございます。私どももいろんな地域のイベントですとか催しに出展して、工作で木の葉のしおりづくりとかをやっております。そういったものを通じてもありますし、今後はみどりのモデル地区の指定とか新たな見直しをする中で、やはり区の緑化施策なんかもいろいろPRしていくところも必要かと思っています。その中に落ち葉はごみじゃないと、付加価値を高めていくといったところは、何か体験的なものを含めて、環境学習というところにもつながるのかもしれませんが、そういったほかにも環境学習情報センターとかのいろんな活動もございますので、そういったところとも情報共有しながら環境教育も含めてつなげていきたいと考えております。

**斎藤副会長** 藤田委員、お願いいたします。

**藤田委員** 藤田と申します。よろしく申し上げます。

私どもはいろいろなところに関わってしまして、大規模な団地とか大規模な商業施設なんかで自らコンポスト、落ち葉をためるところを作っているというのがこのところちょっと増えてきているんですよね。そういったことがあるので、そういったことに対して補助するとか、そんなことで、そこに住んでいる人がみんなやる気になっていくということも重要かなと思って

いまして、そこではちょっと太い木が出たら、それで樹名板を作るとかということもやっていたり、そんないろんなこともやっていますので、住民を巻き込んでというやり方をいろいろ考えていただければと思います。

以上です。

**齋藤副会長** 事務局、お願いします。

**みどり公園課長** 御意見ありがとうございます。ちょっと小委員会でもお話ししたんですけれども、大体新宿区内は今分譲マンションが大体2,000棟、賃貸が2,300棟、計4,000棟以上あります。区の方でちょっと所管は違いますが、こうしたマンションの管理組合あるいは賃貸ですとオーナーに対して、年2回ほどいろんなマンションの関係の施策ですとか支援とかの周知もしております。なので、ちょっと新宿区の大体人口の8割近くが今言った共同住宅に住んでいるという数字もございますので、例えばそういったところの組合への周知の中にそういったコンポストの活用とか、そういったことも何か周知できればということはちょっと考えてみたいと思っております。

**齋藤副会長** ありがとうございます。

ほかにございますか。

山崎委員、お願いいたします。

**山崎委員** 原案の一番最後の行にございます先ほど椎名委員がおっしゃったことと全く同じなんですけれども、落ち葉ではなくて、ごみではなくて資源であるというところなんですけれども、一番最後の行にあります落ち葉集めなどの清掃ということの意味づけみたいな形で、やはり楽しく、この清掃作業の先にあるものの大切さというものを根底に踏まえてといたしますか、小委員会のほうで落ち葉の利活用についてのところで5項目出ていたんですけれども、ないぞと思ったのが焼き芋でしょうと私はすぐ思いました。なかなか田舎ですと、祭りの風景は時々見たりするんですけれども、西落合ですと盆踊り大会をやったり町内会でやっているのを見ますと、本当にほほ笑ましくて、昔はもっとたくさん祭りがあったのになと思っています。そういうところだと、商店街の方とやっぱり人と人のコミュニケーションが非常に取れるという場があるわけで、やはりごみを資源として扱い、それを住民ですとか学校を巻き込んでコミュニケーションの取れるような祭りのようなもの、そこはやっぱり楽しくなくちゃいけないと思いますので、焼き芋だったり豚汁だったり芋煮会だったりとか、何かそういうものと合わせたイベントにつなげて住民相互の、やっぱり人が中心だと思います、何事も。啓発という意味もあると思うんですけれども、そこにつなげて、まず一步を踏み出していただきたいというふうに思い



ます。

**斎藤副会長** ありがとうございます。事務局のほうから何か。

**みどり公園課長** 貴重な御意見ありがとうございます。焼き芋は私も大好きでございますが、なかなか今落ち葉に火をつけてというのは消防の関係で難しいところはありますが、それは置いておいて、先ほども申し上げましたが、こちらにいらっしゃる吉川委員ですとか渡辺委員とか、いろいろ地域のお祭りとかをいつも主催していただきまして、そういうところに私どもも参加したりもしています。ほかの地域もいろんなお祭りとかがございます。そういったところに行ったとき、このお楽しみと申しますか、そういったものも参加者の方が共有できるようなものとか、あるいは環境教育の中でどうできるかというのもいろいろできる限りのことはしたいと思っております。

**太田委員** そうは言うけれども、保健所がうるさいからなかなか飲食に関わることは許してくれないんですよ。その辺のところを大目に見てくれれば我々もいろいろイベントができるんですけども、私どもの地域の公園でちょっとくだらない話になってしまいますけれども、昔は公園で焼き芋をやったことがあるんですよ。焼き芋をやって、区のみどり公園課のほうから落ち葉を大量に持ってきてもらってやったんですけども、それが何年か続いたんですけども、やっぱり公園の周辺の人は煙が困るということでやむを得ず中止にした、そういう経緯があるんですよ。区のほうでもうちょっとそういうところを大目に見てもらえれば、地域のまちの活性化にもつながるんじゃないかと、こう思うんですけども、餅つきもできないし、保健所が何しろ厳しいものだから、その辺のところはちょっと寛大な判断をしてもらえればと思います。

**斎藤副会長** ありがとうございます。

**みどり公園課長** 御意見ありがとうございます。先ほどの落ち葉を焼いて焼き芋を作るのは、ちょっと火を使うということで難しいかもしれませんし、それ以外にも保健所の許可もありますので、今ここでやりますと私からは言えないんですけども、必ずしもそういう形じゃなくても落ち葉の楽しみと申しますか、そういったものが体験できるようなことについては引き続き努力していきたいと思っております。

**斎藤副会長** 山本委員、お願いします。

**山本委員** ちょっと焼き芋で盛り上がっているところなんですけれども、私も他県ですけれども、イベントとしてどうしても焼き芋をやりたくて消防署に届けをちゃんと正式にしまして、イベントとしてやったことがあったりします。東京都の場合、どんな仕組みになっているのかわかりませんが、イベントとしてというか、環境教育のイベントとしてとか、そういう可能性もあ

るんじゃないかなと思いました。

今までの話に大いに私も賛成するところでして、今回小委員会のほうですごく具体的で前向きな御提案をいただいているんじゃないかなと思います。ボランティアの方々が落ち葉かきをすることができれば、それは一つの可能性ですし、一方でボランティアの方々は単に清掃するだけではなかなか面白くないでしょうから、そういう意味で皆さんおっしゃっていたように、ある楽しみがあったり、ある別のインセンティブがないとなかなかそんなふうには進まないんじゃないかなというのは少し思ったところです。

ただ、実際にボランティアが活動すると、例えば都市コミュニティの再生につながったり、それから、都市農地との結びつきを考えることができたり、すごくいろんな可能性を感じさせてくれるので、そこはできそうなことをよく検討していただいたらいいんじゃないかなと思います。私はもうちょっと郊外のほうに行きまして、例えば東京都の保全地域とかでも里山管理の取組の中で落ち葉、落葉落枝を使って地域の中で物質循環させるということを積極的に取り組んでいたりします。この新宿区で出たものをとにかく外に出していこうという思考もありなんだと思うんですが、一方で、区の中でどうやって循環できるかというのを考えるのも重要なことじゃないかなと思いますので、それは僅かでもすごく面白い取組になるし、新しい取組になると思いますので、ぜひ積極的にやっていただきたいなと思います。

以上です。

**斎藤副会長** ありがとうございます。事務局。

**みどり公園課長** 御意見ありがとうございます。いろんな落ち葉関係、腐葉土化とかチップ化とか今まで公園でも若干取り組んでやっているところもあります。そういった利活用といいますか、区の中で回すということも大事だと思っております。それ以外でいうと、実は新宿の森とかとって、ほかの長野のほうとかいろんな形のちょっと所管は違いますが、森体験というのはあるんですけども、私どもの中ではうまく区の中でそういった形のものでできるような循環ですとか、中での消費といいますか、利活用ということを引き続きいろいろ研究していきたいと思っております。

**斎藤副会長** ありがとうございます。

三浦委員、お願いします。

**三浦委員** ありがとうございます。三浦です。

このたび染の小道、今年3年ぶりにやることになりまして、それで私はお手伝いにあがりました。そのときにたまたま報道陣の方が1名いらっちゃって、その方に私の持論というか、この

審議会で申し上げた内容をお伝えしました。そうすると、やはりそういう観点は気がつかなかったということをおっしゃったんですね。ですから、現場と行政と、あと報道陣と企業と、これが一連になって動くか動かぬのかなど。要するに報道がなければ、周知がなければなかなか現場も動かないかもしれないので、なるべく周知する、報道するということがまた一つの手なのかなと思っております。

それと、山崎委員や山本委員もおっしゃったように地域で楽しく焼き芋をやるというのはとても好きだし、あと、どんど焼きとかもあるし、そういった消防のほうも大変だと思うし、太田委員のように保健所のほうも大変だと思うんですが、ちょっと離れたところ、河川敷だとか広い新宿中央公園だとか、そういった住民が密集しないところでのイベントをやるか少しいいのかなと思いました。ぜひとも落ち葉を有効に使っていただきたいと思っております。

**斎藤副会長** ありがとうございます。

続いて小林委員、お願いいたします。

**小林委員** 意見とかコメントではなくて、2番のところで新たな落ち葉集めなどの清掃支援について調査検討を進めるとありますね。これは今、結構環境教育の活用とかまちおこしとか、そういうことの話になっていると思うんですね。それを調査検討される際に、もしよければなんですけれども、うちのほうに自然観察指導員という人が全国で8,000人ほど登録してしまっていて、東京は特に集中しておりまして、新宿もたしか100名前後は登録していると思います。そういう名簿を申請していただければ名簿を出すことが可能になるんですね。うちのほうで名前、氏名、郵便番号、メールアドレスの名簿を出すことができますので、何か環境教育のことを考えると、その人たちは地域のやっぱり樹木を愛している人が多いですので、何か例えば主体となって地域で活動してくれないかという呼びかけをしたりとか、何かアンケートを取るとか、そういうことも協力できると思いますので、もし何かあったら日本自然保護協会に御連絡いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

**斎藤副会長** ありがとうございます。事務局、どうでしょうか。

**みどり公園課長** 御意見いろいろありがとうございます。

1点目ですが、いろんなイベントの周知ですね。それから、当然楽しくということの2点でございます。周知については、実はこの間のコロナ禍の中で、あまり周知をし過ぎないようにというのがあったんですが、今後はいろんな状況も変わってくると思いますので、いろんな周知の仕方をやっていきたいと思っています。

新宿中央公園を一つ例に出しますと、新宿中央公園も指定管理者が入って、さらに飲食等のい

わゆる民間の活力というのを入れてイベントも昨年夏以降、大分復活していろんなことをやっています。指定管理の中には小田急電鉄とかも入ってしまっていて、いろんな情報を使って周知をしたり、いろんな動きがございます。その中でいろんな自然体験の催しのイベント、樹木のところの木登りじゃないんですけれども、そういったものを行ったイベントですとか様々なものがございます。今後こういったイベントがまたいろんな状況が緩和されている中でいろいろ出てくると思いますので、そういった中で例えば落ち葉の付加価値を知ってもらい、楽しんでもらう、それから、先ほど自然観察指導員といういろんな御協力もいただけたというのがありましたので、アンケートを取るとかいろんなことを幅広い面で取り組んでいきたいと考えております。

**齋藤副会長** ありがとうございます。残り時間も少なくなりましたが、大体よろしいでしょうか。

私の理解としては、今回の原案は指定解除が落ち葉問題だったということで、事務局のほうで早急に対応していただいて、やっぱり清掃関係とか簡単だと思うけれども、庁内の調整すら大変そうなので、庁内を調整する意味でもこれをここで解決しておくということが重要なんだなということと、それから、最初に言ったとおり、それ以外のことについてはちゃんと皆さんも全員がそう思っていると思うので、これからどんどん進めていくんだなということかと思えます。

それでは、この辺で本件についてお諮りしたいと思います。よろしいでしょうか。

今日御審議いただいた支援の拡充について、原案どおりお認めいただくということでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、本件は原案のとおり認めるということで、よろしく願いいたします。

---

### ◎その他

**齋藤副会長** それでは、その他に移らせていただきます。事務局より説明をお願いいたします。

**事務局（宮田）** 事務局のみどりの主査、宮田です。よろしく願いいたします。

議事次第3、その他、みどりのモデル地区見直しスケジュールと進捗状況について御説明いたします。

資料5を御覧ください。

令和4年9月6日の第1回みどりの推進審議会で御報告させていただきましたみどりのモデル地区の改定と指定等の検討について、改めて改定までのスケジュールと現況の進捗状況につい

て御説明いたします。

1の表、改定スケジュールを御覧ください。

新たなモデル地区は、令和7年4月1日から運用開始を目指しております。令和5年度は施策案の検討、地元関係者へのヒアリングを行い、令和6年8月から9月の間に開催する審議会で御審議いただき、半年ほどの周知期間を設けて運用開始をいたしたいと考えております。

新たなモデル地区の運用開始年度である令和7年度は5年に一度行われる新宿区みどりの実態調査の第10次調査の実施予定であり、その結果とその5年後の令和12年度に行われる第11次のみどりの調査結果と比較し、今後のモデル地区の方向性を検証していきたいと考えております。

現在、関係する地域の特別出張所からヒアリングを実施したところです。3月下旬から候補地域の各町会へのヒアリングを予定しております。また、施策メニューにつきましては、東京都と東京都公園財団が実施している露地や軒先などの小さなスペースを御近所や商店街等で緑化することで、まちの中にみどりの空間を広げていく界限緑化推進プログラムの活用方法について、先進事例を含めて公園財団から制度内容等のヒアリングを実施いたしました。

今後も引き続き審議会の御意見を伺いながら、各地域の特色等を踏まえた上で、みどりを守り、増やす方法について検討していきたいと考えております。

以上になります。

**齋藤副会長** ただいま事務局より説明がありましたが、これは審議事項というよりは連絡、報告という感じですかね。

**事務局（宮田）** はい。連絡、報告事項になります。

**齋藤副会長** 以前からもいづれやるぞという話は聞いておりますけれども、今紹介いただいた内容について御質問等ありましたらお願いいたします。

これから始まるということですので、質問がないようでしたら、よろしいでしょうか。

では、次に移らせていただきます。

あとは連絡事項ですね。よろしく申し上げます。

**事務局（八住）** 事務局の八住でございます。

最後に、第16期委員の任期につきまして簡単に御説明をさせていただきたいと思っております。

第16期の委員の皆様には、令和3年8月1日から約1年半にわたりまして審議会委員として新宿区のみどりについて、大変ためになる御意見を多々いただきまして、誠にありがとうございます。

みどりの推進審議会委員の任期は2年間となっております、第16期の期日は令和5年7月

31日までとなっております。ただ、年2回の審議会のスケジュールといたしまして、例年ですと、8月か9月に1回目を開催させていただいて、2回目といたしまして大体この時期ですね、2月か3月というスケジュールで今までやらせていただいております。そうなりますと、保護樹木の指定ですとか解除で緊急のものがある場合は、7月末までにもう一回小委員会という形でやらせていただく可能性はあるんですけれども、大変残念ながら、通常ですと第16期委員の皆様にお会いできるのは本日か最後になろうかと思っております。どうもありがとうございました。

それで、次の第17期委員の件なんですけれども、今後のスケジュールといたしましては、学識経験者委員の皆様、団体から御推薦いただいている委員の皆様には別途改めて御相談をさせていただくとしまして、公募区民委員の2名の方、改めて募集をさせていただくこととなります。通常ですと、5月になりまして広報新宿ですとか区のホームページで募集を開始いたしまして、6月頃に作文の締切りがございまして、7月に面接で、8月1日から第17期委員という形のスケジュールで進めさせていただく予定でございます。

みどりの条例第28条第2項にございますとおり、再任を妨げるものではございませんので、改めての募集となってしまいますけれども、区民委員の皆様におかれましては、ぜひ次も御検討をいただければ幸いです。

事務連絡は以上です。副会長、よろしくお願いいたします。

**斎藤副会長** ありがとうございます。本来でしたら熊谷会長が一応今日が最後ということなんですけれども、ここにいらっしゃらないのはちょっと私も大変寂しいのですが、いろいろと今日も御審議いただきまして、むしろ宿題のほうが山積みという感じではあると思うんですけれども、モデル地区等を踏まえながら、また新しいものも加えて進めていくんだと思っております。

---

### ◎閉会

**斎藤副会長** それでは、本日の議事につきましては全て終了ということで、これで令和4年度第2回新宿区みどりの推進審議会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

午後3時58分閉会